

第3回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年9月27日(月)午後2時00分～午後4時03分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階会議室

(農業委員)

1番	太田香代子	2番	廣瀬博一	3番	伊崎美代子	4番	木下勝徳
5番	小川一英	6番	植木健太郎	7番	楠田耕三	8番	平 光正
10番	本多利任	11番	山下勝也	12番	山崎伸吾	13番	寺田健蔵
14番	水田 勇	15番	中村修治	16番	金子初夫	17番	馬場正国
会長		中川繁憲					

(農地利用最適化推進委員)

19番	吉岡長久	20番	田中芳邦	21番	野原重光	22番	中山秀樹
23番	田中八郎	24番	本多正敬	25番	増田孝徳	26番	北岡新市
27番	内田一郎	28番	末吉秀明	29番	神崎好史	30番	中村康弘
31番	石橋浩昭	32番	石橋正浩	33番	山口俊一	34番	松尾和昭
35番	寺田俊秀	37番	原田久也	38番	岡田裕弥	39番	浅田修弘
40番	柴内成世	41番	(欠)	42番	本多晋介	43番	宮崎 努
44番	山本敏晴	45番	宮崎陽一	46番	相良栄一郎	47番	本田勝彦
48番	飛永敏博						

4 欠席委員

(農業委員)

9番 中野裕二 18番 岩永豊一

(農地利用最適化推進委員)

36番 末續公德

5 議事録署名委員 5番 小川一英 6番 植木健太郎

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸
山口梨沙

[日 程]

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第8号 農用地利用集積計画の決定について
議案第9号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について

- そ の 他
- ・専決処分の報告について
 - ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・使用貸借を解約した旨の通知について
 - ・農地改良等届出について
 - ・農地転用許可不要案件届出について

事務局（〇〇） 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第3回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、9番中野委員、18番岩永委員、36番末續推進委員から欠席の届出がっております。

まだ出席されていない推進委員の方もおられますが、出席農業委員数は17名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いたします。

議 長 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日は第3回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

朝晩は大分しのぎやすくなってまいりましたが、秋の農繁期の野菜の植え付けや稲の収穫作業なども始まっており、皆さんも大変忙しい毎日を過ごされているかと思っております。

さて、現在、農地利用状況調査に取り組んでいただいております。

今年は農業委員の改選時期と重なったことから、実施期間が短く、各委員の担当地区の変更もありましたが、8月から委員になられた方にとっては初めての調査ということで、ご苦労も多いことと思っております。まだまだ日中は暑いので、熱中症などに気をつけてよろしくお願いたします。

今後、調査をしていただいた農地利用状況の結果を踏まえて、農地の利用最適化の推進に努めてまいりますので、委員の皆様、ご協力のほどよろしくお願いたします。

また、8月に地区別研修会を総会終了後に開催する予定でありましたが、急遽、新型コロナウイルス感染症の影響で開催することができなくなりました。先般、長崎県農業会議と日程などの協議を行い、11月26日の金曜日に、総会終了後に開催したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局長から農業委員19名中、出席委員は現在17名と報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

議事録署名人に5番小川委員、6番植木委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について 番号1から3まで事務局の説明をお願いたします。

事務局（〇〇） 私から座って説明いたします。

それでは、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

2ページをお願いたします。

今月の申請につきましては、贈与が1件、65平米、賃貸借権が2件、600平米、区分地上

権3件の3, 324平米です。

それでは、先ほどあったとおり番号の1番から3番まで説明をさせていただきます。

(議案第5号 番号1～3を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますので、まず1番の案件は有家の案件ですけれども、有家の委員さん、何かご意見、ご質問等ありませんか。よろしいですか。

(「ありません」との声)

議長 2番、3番は北有馬の案件ですけれども、北有馬の農業委員さん、何かご意見ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 全体としてほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 この4番、5番、6番の区分地上権というのはどういうことですか。

議長 4番、5番、6番の区分地上権の設定については、議案7号の7番と関連がありますので、そのときに審議させていただきたいと思っておりますので、後のほうでひとつよろしく願います。よろしいでしょうか。

意見がないようですので、1番から3番については申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって番号1から3については申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について** 番号1より事務局より願います。

事務局(〇〇) それでは、議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

3ページをお願いします。

番号1、申請者、有家町の〇〇が農地有家町〇〇、地目、田、地積が292平米となっております。申請の事由につきましては、目的が農業用倉庫を建築したい。農振内の農用地外となっております。

本案件につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内になる農地に該当するので、第1種農地と思われまますが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されることから例外規定に該当すると思われま。農業用倉庫、木造平屋建ての建築面積135.83平米です。雨水につきましては、資料の右側のほうの図面では、左上のほうに溜枡がありますけれども、そちらを経由して水路に放流予定となっております。資金につきましては自己資金で賄われま。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、現地調査の結果をお願いするところではありますが、〇〇番〇〇委員が代理者となって申請されておりますので、本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することになっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めま。

—— ○○番○○委員退席 ——

議 長 それでは、この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いします。

○○番○○委員 ○○番○○です。去る9月22日午後1時より私、それと○○委員、それで有家町の○○委員、それと事務局3名で見てまいりました。場所は県道雲仙有家線、○○から2キロほど上ったところに○○バス停というところがあります。○○バス停から右の集落の間を縫って200mぐらい入ったところになります。先ほど事務局が説明したとおり、集落に接続して農業倉庫をつくるということで、今、水田が2枚ありまして、東側が少し上ります。南側がほかの方の所有の水田ですけれども、そこにも日照の問題はないかと思ひまして、西側は自分の家の前の農業倉庫と居宅となっております。雨水も先ほど事務局が説明したように、この写真の右奥の居宅の角のほうに勾配を取って、溜枡を経由して側溝に流すので、何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました○○番○○委員からのご意見等ありませんか。

○○番○○委員 ○○番○○です。特に問題ありません。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

○○番○○委員の入場を求めます。

—— ○○番○○委員入席 ——

続きまして、**議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より事務局に説明をお願いします。

事務局(○○) それでは、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について、4ページをお願いいたします。番号1、深江町の○○から深江町の○○へ、土地、深江町○○ほか1筆、地目畑、地積合計の497平米です。転用目的は一般個人住宅。現在、借家住まいのため申請地を譲り受けて住宅を建築したい。権利の内容につきましては贈与、時期は許可あり次第、期間は永久。こちらにつきましては農振内の農用地外となっております。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するので、第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから例外規定に該当すると思われまふ。なお、農林課で8月23日付で農振除外の手続を完了しております。一般住宅、木造平屋建て、建築面積114.89平米と車庫、木造平屋建ての建築面積57.46平米です。敷地内は碎石舗装し、道路からの進入路につきましては傾斜があるため、この部分のみがコンクリート舗装となります。雨水につきましては道路側溝へ放流予定、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後に道路側溝へ放流予定となっております。なお、資金につきましては借入金により賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いします。

○○番○○委員 ○○番○○です。本題に入ります前に、一言お願いです。8月に新しく委員になりました初めての現地調査でありました。何かと不備な点もあるかと思ひますけれども、同席の○○委員ほか各推進委員の方々、中川会長をはじめ本日ご出席の委員さんの屈託のないご意見、ご指摘を賜りましてご教授を願えればと思ひます。どうぞよろしくお願いします。

22日午後、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名、計6名で見てまいりました。場所は〇〇中学校、小学校のすぐ裏手に位置し、近くに〇〇や〇〇があるところでございます。申請地は農振地の一面で1種農地であります。農振除外手続を8月に済ませていることでもあります。そして、南側、お隣ですね、今、写真の右側にありましたけれども、居宅のある集落接続であります。分筆による宅地部分は碎石舗装、進入口から車道はコンクリート舗装、雨水排水は手前道路側溝です。生活排水、汚水は合併浄化槽を経て道路側溝、農地は山手側の左側にちょっとあります。山手側は石積みされた譲渡人所有の基盤整備済みの畑であります。住宅の高さは最大で約5.6mであり、日照に関する問題はないと思います。

以上のようなことでありまして、何も問題なく許可相当というふうに思いました。ご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員が言われたとおり、何も問題ないと見てまいりました。

議長 この写真を見ますと、落差がありますけれども、これはどのように施工される予定ですか。

事務局(〇〇) お答えします。今ここに段差がありますけれども、高いほうを下げ、低い方の土地の高さに造成するという事です。

議長 高いほうを低いほうにあわせて造成するという事です。

説明が終わりました。ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、5ページをお願いいたします。番号2、南有馬町の〇〇から南有馬町の〇〇に、土地、布津町〇〇、地目畑、地積1,821平米、転用の目的は賃貸住宅を6棟建築したい。権利の内容は売買、時期は許可あり次第、期間は永年。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、南島原市役所〇〇庁舎のおおむね周囲500m以内に該当しますので、第2種農地と思われれます。賃貸住宅は木造2階建ての6棟、それぞれ3棟ずつ大きさが違いますけれども、50.1平米が3棟と、46.38平米の3棟、合計289.44平米となっております。それぞれの住宅の敷地内は砂利舗装で、駐車場部分のみコンクリート舗装となっております。

申請地内に4.5mから5m幅の通路を設けてアスファルト舗装をして、両側に側溝を新設する予定です。なお、雨水につきましては新設の側溝を経由して道路側溝へ放流予定となっております。また、汚水・雑排水につきましては、それぞれ合併浄化槽で処理後、新設の側溝を経由して道路側溝へ放流予定となっております。なお、資金につきましては借入金により賄われます。なお、8月23日付で農振除外については完了しております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日午後、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名、計6名で見てまいりました。場所は251号、〇〇バス停の交差点より山手に上ったところであり、市役所の布津〇〇庁舎から約460mに位置する、バス路線でもある市道雲仙布津線のところであり、先

ほど事務局からありましたように、近くには住宅が多く建ち並ぶ2種農地であります。住宅内に係る進入路は舗装、駐車場も含めて舗装ですね。進入路以外は砂利、敷地周りはフェンスで囲むとのことであります。雨水は自然傾斜で道路側溝へ、汚水・生活排水は合併浄化槽を経て道路側溝へととなっております。住宅の最大高さは約7.5mであります。隣接する畑からは北側に位置し、住宅もフェンスで囲むということから、十分な距離にあるなど、日照に関しても問題ないと思われまます。

以上のように、何も問題なく許可相当というふうに見てまいりました。ご審議のほどお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員から申されたとおり、何ら問題なしでした。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。現地の下は畑になっておるわけですね、それは。現に今、葉たばこが耕作されておりますけども、同意はもらわれているのでしょうか。よろしく願いいたします。

議長 隣接の同意ということですが、事務局、いかがですか。

事務局(〇〇) 説明いたします。先ほど言われたのが、こちらにつきましては事前に同意をいただいているということですので、あと、高さも若干こちらの農地のほうが高いということ、日照も問題ないかと思われまます。

議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、6ページをお願いいたします。番号3、布津町の〇〇から東京都の〇〇へ、布津町〇〇、地目田、地積が926平米。転用の目的は太陽光発電設備を設置したい。権利の内容は地上権の設定、時期は許可あり次第、期間は21年間。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われまます。太陽光発電施設の建築面積は444.04平米です。パネルは204枚、パワーコンディショナー9台を設置いたします。雨水につきましては、自然流下の予定となっております。汚水・雑排水については、発生いたしません。資金につきましては、借入金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日午後、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名、計6名で行ってまいりました。場所は、国道251号の布津町、〇〇バス停より海側へ下り、旧道を深江側へ40mほど行ったところでございます。先ほどの事務局の説明と重複しますが、申請地は21年間の地上権設定であります。申請地の海側がいわゆる池沼地帯でありまして、かんがい用または取水用の水路ではなく、もっぱら排水用に供しているところでありまます。そのような状況でありますので、既存の状態と変わりなく雨水も、そこを一部取り込んだところの自然流下によるものと思われまます。ほとんど既存の状態と変わりありませんので、排水路を利用する方もほとんどないと思われまます。日照に関しても、太陽光パネルの高さが1.24mであり、問題なくこの申請は

許可相当と思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員と同じく問題ありませんでした。

議長 この周囲は全て水田で囲まれている状況であります。水路関係に関しては何も問題ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇です。地上部分だけの工事ということで、できてみないと分からないですけれども、近くに関しては現状あるいは既存の状態と、雨水関係の状態はかわらないと思っております。

議長 分かりました。ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。さっきもありましたが、布津の賃借権とこの地上権の設定というのはどんな違いがあるのかということ、パネルの下はそのまま何もしないということですよ。

議長 事務局、説明よろしく。

事務局(〇〇) 今回、地上権の設定ということになっております。農地の上のほうに工作物をつくるということで、地上権を設定するということで申請なさっております。パネルの下はそのまゝの形で利用されるということです。

議長 よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 ただ、その地上の部分を何もしないとなると、写真のように多分雑草とかいっぱい生えると思うのですよね。そこをちゃんと管理してもらえればいいと思いますけれども、隣接の農地の所有者の方に一応こういうことで太陽光をつくりますよということを周知してほしいと思います。

議長 局長、どうぞ。

事務局(〇〇) 地上権という言葉はなじみがないのかなと思っておりますので、このまず他人の土地において工作物または竹木を所有するため、その土地を使用する権利となります。通常、賃借権といったら債権となります。地上権というのは物権になり、通常の貸借、借地権よりも地上権の方が支配力が強い権利となります。通常借地権であれば何かをつくる時、第三者に渡すとかするときには、所有者の同意がないとできませんが、この地上権というのは物権ですので、所有者の同意なしに第三者に売渡しが可能になります。それだけ支配力が強いということになります。そういうために通常の賃借権よりも支配力がある権利だというぐあいに考えていただければ分かりやすいのかなと思っております。

議長 よろしいですか。

事務局(〇〇) あと、先ほど〇〇委員から太陽光の下の土地について雑草とか生えてきたらどうするのかということですが、譲受人で管理をされるということです。次の議案に出てくる譲受人の方と、法人ですが、そちらのほうも管理を一緒にされるということで、本社は東京ですが、長崎県内に支店がありまして、そこで現地を巡回するといったことで、草の状況や機材の管理など、そういうものを一括でされるということで聞いております。

議長 よろしいですか。ほかに。

〇〇番〇〇委員 お尋ねしますけれども、この案件については権利の内容について地上権の設定となっております。営農型の太陽光発電施設と違うんですね。営農型であれば転用の許可も表示しないといけないと思うのですが、高さが1.7mと言われていましたけれども、営農型を設定する地上権であれば、その代替としての農作物も作付けもですね。その分の規定が出てくるかと思うんですけれども、地上権だけで3条の分が出ていないから、通常のものとして理解していいのか、その辺をちょっと確認したい。

議 長 これは営農型でなく、普通の転用であります。

(「それはまた別じゃないの」との声)

議 長 事務局。

事務局(〇〇) まず営農型と今回の通常の太陽光につきましては、下部で営農をされるかどうかの違いがあります。今回の申請につきましては下部で営農しない、農業はされない土地になりますので、一般の宅地と同じような転用と考えていただいても構構かと思っております。

議 長 〇〇番〇〇委員、よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 そうすれば、敷地、現在の農地の敷地は建てるだけということになりますね。地上権じゃなくて、逆にその土地を借りるという賃借権設定になるのではないかと。

事務局(〇〇) 先ほども申しましたとおり、地上権という権利自体がその土地に工作物をつくる権利ですから、これは民法上の権利ですけれども、今回の場合は太陽光発電施設を農地の上につくるという権利を設定したいということです。今回の太陽光発電施設は一般の転用と同じようなことで農地を農地以外に転用したいという許可申請になっています。土地代は払うかもしれませんが、権利の内容としては、その工作物をつくるための権利を21年間設定したいという許可申請になっているということです。先ほども言ったように賃借権より支配力が強い権利を今回は設定をするということで整理をしていただければと思っております。

議 長 〇〇番〇〇委員、いかがですか。よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 何回もすみません。最後にしますけれども、そうすれば、営農型と違って今回は地上権を設定してその上に建てる太陽光発電施設。

議 長 営農発電ではありませんので。

〇〇番〇〇委員 私もよく分からないのですが、営農型でなければ通常の例えば売買とかじゃなくて地上権を今回設定してということですね、通常の売買じゃなくて。だから、地上権を設定するに当たっては、その権利がどうなるのかちょっと私もよくその辺、理解できませんけれども。だから、営農型と違って、今回はその土地を借りて、その土地の上に太陽光という工作物をつくるというような部分ですよ。だから、土地自体はそのままの状態ですべての権利の上に地上権が設定されるということになるわけですね、名義はそのままです。そういった意味では新しい案件、初めての案件じゃないかなと思います。

議 長 農業委員会としては、それぞれの同様の農地から土地がなくなって違うことに使われていますよというふうな感覚でいいかと思っておりますけれども、地上権とっておりますので、権利のほうが地上権のほうが借地権よりも強いということになるようです。

事務局(〇〇) あとでまた営農型が出てきますので、ここで整理をしていきたいと思っております。究極の権利は所有権であるわけですが、所有権はそのまま、地上などに耕作物をつくる権利を、物権として、これを地上権といいます。登記する権利になります。第三者に貸与もできます。通常の貸借とかはどうしても所有者の同意がないと第三者にその権利の移転ができませんが、地上権の場合は所有者の同意なしに第三者に売り渡す、その権利を譲渡することも可能です。登記上も認められております。先ほども言ったように通常の賃借権というよりも支配権が強いというぐあいに思っていた方がいいと思います。

今回の件は地上権ですので、区分されていませんので、地上も地下もこの地上権者が権利を有するということになります。営農型太陽光発電施設に出てくる区分地上権に対しましては、今回の場合は地上というか空中の部分です。区分して、空中の部分を太陽光発電施設の方が権利を設定する。ですから、地上の部分は営農者が権利を有して、その営農に影響が出ない空中の部分の

権利を区分地上権の設定をするということになります。例えば、今回の場合は空中ですけれども、地下もあります。例えば地下鉄とか、トンネルとか地下に区分地上権を設定するパターンもありますし、本市であったのは送電線を地下にケーブルをつるために設定をされた事案があったと思っております。

議長 ○○番○○委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。農業委員として考えないといけないかと思っておりますけれども、権利の種類がいろいろあって、これは農地法5条の許可申請でありますので、そういう観点で考えていただければと思います。深く考えれば、そういういろんな権利がついておるということであります。

ほかに皆さんからご意見ありませんか。

ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局(○○) それでは、7ページをお願いします。番号4、布津町の○○から東京都の○○へ、布津町○○、地目田、地積1,041平米、転用の目的、太陽光発電施設を設置したい。権利の内容は、地上権の設定、時期は許可次第、期間については21年間となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われれます。こちら太陽光発電施設の建築面積が470.16平米です。パネルが216枚、パワーコンディショナーは9台を設置いたします。雨水につきましては自然流下となっております。汚水・雑排水については、発生いたしません。資金につきましては、借入金により賄われます。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いします。

○○番○○委員 ○○番○○です。中身については先ほどと全く同じですが、22日午後、○○委員、○○委員、事務局3名、計6名で伺いました。場所は国道から○○バス停より海側へ下り、さらに深江側へ20mぐらい、先ほどの物件のちょっと手前になります。中身については先ほどと全く同じでございまして、21年間地上権設定、違う点と言えば池沼地帯ですね、略図で分かりましかね。申請地のちょっと北側、川寄り、川と本申請地と間が池沼地帯となっております。しかし、説明があったとおり、ほとんどが自然流下によるものと考えております。以上でございます。何も問題ないと思っておりますけれども、ご審議のほどお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました○○番○○委員からのご意見等ありませんか。

○○番○○委員 ○○番○○でございます。○○委員のおっしゃったとおり問題なかったと思っております。

議長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。よろしいでしょうか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいですか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号5について事務局より説明をお願いします。

事務局(○○) それでは、8ページをお願いいたします。番号5、布津町の○○から東京都の○○へ、布津町○○、地目田、地積1,348平米、転用の目的、太陽光発電施設を設置したい。権利の

内容は、地上権の設定、時期は許可あり次第、期間も21年間となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域、その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われます。太陽光発電施設の建築面積につきましては574.65平米です。パネルが264枚とパワーコンディショナーは9台を設置いたします。雨水につきましては自然流下です。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日午後、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名、計6名で伺いました。場所は国道251号、〇〇バス停の海側すぐのところでありました。近くには〇〇があります。地上権の設定で、期間は21年間です。申請地の脇には水路があり、雨水もそこに流れます。本申請地は隣接地も含め水路状態は既存の状態と変わりなく、排水状況は自然流下によるものと思われます。日照に関しても太陽光パネルの高さが1.24m、問題なくこの申請は許可相当というふうに見てまいりました。ご審議のほどお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんのおっしゃるとおり問題はなかったと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。この案件の21年という期間、何で21年。5年、10年というような感じでいつも聞いていたのですが、21年という歯切れの悪い期間は何か意味があるんですか。

議長 多分、太陽光発電の発電期間じゃないかと思いますが。

事務局(〇〇) 耐用年数というか、そういうことだろうと思います。詳しくは、21年の設定は何でしたのというのはちょっと聞いておりません。

〇〇番〇〇委員 ほかに異議はありません。

議長 よろしいですか。大体20年程度と聞いておりましたので。局長どうぞ。

事務局(〇〇) 多分、売電の固定買取の期間が20年間でありますので、その期間は権利を確保したいという考えではないかと思います。ですから、許可日が開始日になりますので、太陽光発電施設を完成させた上で20年間は確保したいという思いがあるのではなかろうかと思っております。

(「分かりました」との声)

議長 よろしいですか。では、ほかにありませんか。

ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号6について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、9ページをお願いします。番号6、西有家町の〇〇から西有家町の〇〇へ、西有家町〇〇、地目畑、地積が140平米、転用の目的、駐車場。転用者が役員を務める〇〇の駐車場が不足しているため駐車場を整備したい。権利の内容は売買、時期は許可日、期間は永久。こちらにつきましては、隣接の現在使用されている既存の駐車場、〇〇と一体利用となっております。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生

産性の低い農地に該当しますので、第2種農地と思われます。駐車場の面積全体が646平米になります。こちらのうち農地部分が393平米を盛り土して、石積みをして盛り土を行い、のり面を保護して土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、自然流下となっておりますが、近くに水路がありますので、そちらのほうに大きな雨のときは流れるようになっているということでございます。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金で賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。9月22日午後より私、〇〇委員、〇〇委員さん、事務局3名、計6人で見てまいりました。場所は、南島原市役所〇〇の東側の道路を北側に上って行って、市道見岳慈恩寺線という有家川沿いを上っていく道路を2キロぐらい上っていきますと見岳線と慈恩寺線に分岐します。その慈恩寺線の方に向かって100mほど上ったところに申請者の会社があります。その駐車場ということで見てまいりました。事務局が説明されたように、雨水は自然浸透、なおかつ、多いときはこの右側の図面に倉庫がありますよね、社屋の横に倉庫の右の角ら辺に雨水を集めて西側の道路側溝へ流れるそうです。この残る畑のほうには雨水は流れないようにされるそうですので、全く問題ないかと見てまいりました。日照の関係ですけれども、譲られる方の立会いはありませんでしたけれども、譲られるということは日照のことも承諾されていると思っております。何ら問題ないかと思えます。最後に、518番1の畑が少し残りますけれども、北側のほうに進入口がありますので、何ら問題ないかと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員が言われたとおり、問題ないと思いました。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、現地確認をされたときには立会いがなかったということでお話がありましたけれども、新たに石積みをしますと今の建っている大きさのビニールハウスの高さよりもっと高くなると思えます。雨水は流れないと思うんですけれども、日照権は非常に下の畑は悪くなるのではないかと思うので、現地確認して本人は来られていないので、多分大丈夫となっているんですけれども、その後の確認はどうなっているのでしょうか。

議 長 こういうのは、譲渡人の農地でありますので、多分そのところは理解されているのではないかということが現地の方の説明でした。その件に関して、事務局、何かお聞きしておられますか。

事務局(〇〇) 当日、地主の〇〇は出席されていなかったのですがけれども、転用事業者の〇〇が出席されていて、下にビニールハウスもあるということでお話をさせていただいたところ、日照権とかそういうところも含めて話はしているとのことでしたので、問題ないというふうに思っております。

議 長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 確認が取れていたらいいと思えます。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号7について事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、10ページ、11ページになります。

まず10ページから、番号7、北有馬町、〇〇、北有馬町、〇〇、加津佐町の〇〇、3名の方から南有馬町の〇〇へ、土地、北有馬町〇〇ほか7筆になります。こちらの地目は全て畑となっています。地積はそれぞれ179平米のうちの0.045とか部分的なものになりますので、ご覧になっていただきたいと思います。その転用面積の合計が1.57平米です。転用の目的は営農型太陽光発電施設を設置したい。権利の内容につきましては賃借権の設定、時期は許可日、期間は3年間の一時転用ということです。

こちらにつきましては、説明する前に、皆さんに本日お配りしている営農型太陽光発電について、カラー刷りの2枚の資料を見ていただければと思います。今回は委員さんが代わられて初めての営農型太陽光発電施設の転用案件となりますので、少し説明したいと思います。まず、営農型太陽光発電とは何かということですが、農地に支柱を立てて営農をできるようにしながら、栽培している農作物の上空で太陽光発電設備を設置し、農業と発電を両立する仕組みということになります。この場合は支柱の基礎部分について一時転用許可が必要ということになっております。

営農型太陽光発電の取扱いの主な内容は、①一時転用許可になりますので、その期間は、基本的には10年以内になるケースが多いようです。ただし、今回の申請につきましては3年間の設定ということになります。10年以内は、認定農家等の担い手が下部の農地で営農する場合、または荒廃農地を活用する場合、そして第2種農地また第3種農地を活用する場合、そのいずれかに該当するかということになります。今回については、どれにも該当しないということで、3年間ということになっております。

下部の農地での営農の適切な継続が確実かというのが一つ要件となっております。もちろん、営農がされているということと、生産された農作物の品質に著しい劣化が生じないこととか、太陽光発電をするということは100%の日照がない、部分的に遮光されるということになりますので、それで農作物の品質が落ちたりということが起こらないようにということです。あと、下部の農地の活用状況は次の基準を満たしているということになっております。荒廃農地を再利用した場合というのがあります。こちらは適切かつ効率的に利用されている、言い換えると農地の遊休化とか捨て作をしない場合ということと、同年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しない。

つまり、通常の慣行栽培と比較して8割は収量を確保しなさいというようなことになっております。あと日照を保つための設計とか、太陽光パネルの高さについて、下の営農に差支えないように高さもあるかということになりますし、当然また周辺の農地に影響がないかということも判断材料になります。

次に、一時転用許可は再許可が可能かということで書いてありますが、先ほども言いましたけれども、今回の申請は3年間となっています。3年経過するときに再度許可を受けたいというときには、そのときに、更新じゃないですけども、許可というのをもう一回取ってもらうということになっています。

次に、これは営農される方が報告をする義務がありますよと、これが年に1回、農作物の生産に支障が生じていないかとか、そういった報告をしなければならないことになっております。

その結果いかんによっては設備を撤去することになります、撤去した場合、農地の復元をしてくださいというような内容になっております。

営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取り扱いについてというのが

ありますけども、付随して区分地上権のお話にもなっていくます。そちらについても関連がありますので、こちらについても先に説明させていただきます

営農型発電システムの設置者と営農者が異なる場合、民法上の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利、区分地上権を設定するためにも、農地法第3条第1項の許可が必要になりますよということになります。区分地上権につきましては、今審議をさせていただいておりますが、番号4になりますけれども、農業委員会は、本案件に係る5条の許可と同日付で区分地上権の3条許可を行ってくださいということになっております。

それでは、議案の説明をいたします。

本案件につきましては、農用地区域内にある農地ですが、先ほど言いました一時的な転用であり、3年以内であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること及び農振地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが認められないことにより許可することができることとされております。営農型太陽光発電施設の転用面積は先ほども言いました1,577平米です。この面積は、発電施設の柱が建つ部分のみの面積の合計となっております。太陽光発電施設はパネル546枚、パワーコンディショナー36台、太陽光の面積につきましては1,182.19平米となっております。下部の営農に影響がある遮光率につきましては、76.9%ということになっております。営農型であるため、発電施設の下部の農地には何を植えるかということですが、サカキを栽培する計画となっております。雨水については自然流下です。汚水・雑排水については発生いたしません。資金については自己資金で賄われます。なお、農用地の一時転用ですので、9月24日付で農林課より異議がない旨の回答を得ております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。9月21日午前9時頃、〇〇委員と〇〇委員に私、それに会長と事務局、5名で見てまいりました。場所につきましては、小浜北有馬線の〇〇から2キロほど行ったグリーンロードとの交差点から〇〇の方面に1キロほど行ったところです。

〇〇自治会ですね、その自治会から上に上ったところが現地になります。今説明があったとおり、この場所につきましては、は昨年度申請があって、ブルーベリーを営農型でしているという、既にブルーベリーのポットを据えて営農型の発電設備を設置されておりました。その横でありますけれども、そこに今回は同じように営農型をつくるということで、先ほど事務局から説明がありましたけれども、今回はサカキを下に植えたいのもっと遮光率は、ブルーベリーは60%程度ということでしたが、サカキのほうは76%、もっと影を多くしても良いということで、太陽光パネルの間隔を、隙間をなくして設置するということでした。

ご覧のとおり、ブルーベリーのときには、非常に竹が覆って非常に荒地だったのですが、竹は伐採されていて農地に復元されておりました。現地に行ったときは大雨の翌日であったために、6段の段々畑なのですが、雨が下のほうにずっと流れ込んでくるような状態でありました。全部は石積みはしないけれども、部分的に、一番弱いようなところは石積みをして、6段ある畑をそのまま利用したいということでした。さらに下のほうも現状のままサカキを植えていくということでありました。道路の下にコンクリート舗装されたところがありますが、そこにも土砂が流れ込んだような状態でありましたので、道路につきましては、土羽はきちんとしてくださいということをお話しました。

それと雨水関係ですが、今の道路の下のほうにまた竹藪がありますけれども、そこるところから既存の水路があって、下のほうのため池に入ると、ため池からも水路があり流末は〇〇

川になります。そこまで雨水は流れるということでありました。一番心配したのは、今まではみかん畑でありますので、それまでは雨水も自然浸透ということだったのですけれども、今回太陽光パネルを立てるとなると、全部浸透というわけにはいかないだろうから、3,000平米分の雨水が既存の雨水の流れるところまで一気に流れる恐れがあるということで心配しておりましたが、その点は現状のままでも何の問題もないということで言われておりました。ため池まで行って、民家に被害の恐れのあるようなことはないかと思っております。〇〇川までの水路も既に整備されてありますので、大丈夫かなと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇でございます。先ほど説明ありました〇〇委員の説明のとおり、特に問題はないかと思えます。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 ちょっと説明不足だったのですけれども、ブルーベリーは3年したら収穫できるけれども、サカキの場合は8年しないと出荷ができない、8年もどうされるのかと思ったのですが、それまで肥培管理しながらしていきますということで、既に雲仙市にそういうサカキを生産されているところがあって、お互い研修をしながらやっていきたいということです。ブルーベリーは健康食で今からも伸びる可能性があるのですが、サカキについてはどうなのですかというお話をしたら、サカキは現在ほとんど中国産で賄っていて、これから需要が減るということではなくて、中国産が高騰してきたために将来的にはこちらのほうが収益性が上がるのではないかとということで計画をされておりました。付け加えておきます。以上です。

議長 先々月ですかね、こういう案件がありましたね。

ほかに何かありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ちょっとお尋ねです。今、〇〇委員が8年かかると言われたのですが、この転用は3年間の一時転用の許可申請ですよ。今、説明にありましたように、営農状況が適切でなかった場合はその事情等を十分勘案するとありますけれども、3年後は売上げがゼロということですね。6年も無理ですよ。それではこの文章と合致しないと思って、そのときの判断も農業委員がするのですよね。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 説明いたします。この営農型太陽光は、条件としては、今回については一時転用の許可期間が3年です。その許可期間の3年間は営農をなさйтеというのがまず基本です。収入があるというのは、通常の肥培管理しておけば収量が実際に植え付けてから収穫があったとき、そのときで判断することになっております。それまでは育成期間ということになっております。今回は、8年後に収穫できるようになる計画ですが、それまでは適切に肥培管理して、その状況を報告し、次申請のときにどのような作業をしていますかというのを確認しないとイケない。それで営農をしているというのが確認できれば、再度許可することができるということになっていきます。よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 肥培管理をしてくださいということです。

ほかにありませんか。

ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。

それでは、先ほどの2ページの議案第5号、農地法第3条の件のほうに戻っていただいて、番号4、5、6について審議をしたいと思います。先ほどからも〇〇委員から質問があっており、今度は区分地上権ということで出ております。先ほどはただの地上権でありましたけれども、今度は区分地上権という案件です。

では、議案第5号、農地法第3条の規定の許可申請の番号4、5、6について事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、2ページをお願いします。

農地法第3条の規定による許可申請についての番号4、5、6の区分地上権の設定の分について朗読いたします。

（議案第5号 番号4～6を朗読）

議長 説明が終わりましたが、この件に関して何かご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員、先ほど地上権は聞かれておりましたけれども、区分地上権ということでありますけれども、ご意見ございませんでしょうか。

ほかに皆さんから何かありませんか。

（「ありません」との声）

議長 意見がありませんので、異議なしとして許可することとし、5条の一時転用許可日と同一日に許可することとしたいと思います。なお、議案第7号7番につきましては営農型太陽光発電の一時転用でありますので、長崎県下の農業委員会の申合せにより長崎農業会議に諮問することとなっておりますので許可相当として長崎県農業会議へ諮問することとし、その後、長崎県農業会議に意見を付して県へ進達したいと思っております。

時間も長くなっておりますので、ここで10分間ほど休憩したいと思います。3時35分から再開したいと思います。よろしくをお願いします。

（休 憩）

議長 それでは、時間が来ましたので休憩を解き、ただいまより会議を再開したいと思います。

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 議案第8号、農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

12ページをお願いします。

まず今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規3件、3,952平米、再設定17件、4万9,895平米の合計20件の5万3,847平米です。使用貸借権が新規1件、182平米、再設定が1件、5,308平米の計2件の5,490平米です。所有権移転が売買10件、1万1,787平米、贈与2件、3,689平米の計12件の1万5,476平米です。中間管理事業（一括方式分）につきましては賃貸借権が新規1件、6,325平米で、使用貸借権が再設定になっているものが1件、4,472平米です。

それでは、個別の案件について朗読します。なお、再設定につきましては、朗読を割愛させていただきます。

（議案第8号 賃貸借権番号1～3新規設定、使用貸借権番号21新規設定、所有権移転番号23～34、中間管理事業（一括方式分）賃貸借権番号35、36新規設定を朗読）

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号、第4号の各号の要件を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところでありますが、16ページの番号29は出席委員の関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等はありませんか。
(「ありません」との声)

議長 次に、29について審議したいと思いますが、農業委員会に関する法律第31条の規定による除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。
——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 16ページ29番について審議したいと思いますが、何かご意見、ご質問ありませんか。
(「ありません」との声)

議長 〇〇委員の入場を求めます。
——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 ご意見がありませんので、議案第8号、農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第9号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第9号、農用地利用配分計画(案)に係る意見について説明いたします。18ページをお願いします。

今回、使用貸借権2件の合計4,998平米です。

個別に説明いたします。

番号1、南有馬町の〇〇から南有馬町の〇〇へ、南有馬町〇〇、地目田、面積2,495平米になります。開始が令和3年11月10日から令和6年11月30日までの使用貸借件となっております。

2番が南有馬町の〇〇から南有馬町の〇〇へ、南有馬町〇〇、地目田、面積が2,503平米、こちらも開始が令和3年11月10日から令和6年11月30日までの使用貸借件となっております。以上でございます。

議長 この案件に対してご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇ですけれども、この出し手と受け手は、面積は多少の違いがあるんですが、地番は1691と1692、面積的にも若干の違いがあるんですが、どういう意味があるのか、不思議だなと私は思うんですが。

議長 事務局、いいですか。

事務局(〇〇) この農地につきましては隣接する農地になります。この農地は〇〇内の農地になりまして、売買をされた経緯があるのですけれども、そのときに間違っ隣地番同士、間違っ売買され、所有権移転をされていたということで、ただ、今回その方が事業を使うに当たって発覚して、所有権を移転するのに時間が要するというので、今回は使用貸借の権利をお互いに設定するといったことになっております。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 ほかにご意見、ご質問等ありませんか。

意見がありませんので、農用地利用配分計画は妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用配分計画は妥当として報告いたします。

次に、19ページ、農用地利用配分計画の案に係る意見、専決処分報告についてですけれども、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 専決処分の報告について、資料19ページをご覧ください。この案件につきましては、本来であれば先月の8月の総会でお諮りするべきだったのですが、当方の手違いで議案を上程していないことが総会後に発覚いたしまして、どうしても中間管理機構の事業になりますので10月開始をするということで会長と話をし、やむを得ないということで専決処分をするということにいたしました。専決するに当たって地元の〇〇委員、〇〇委員さんより事前に問題ないか確認をしていただき、問題がないということでしたので、会長と協議して8月31日付で農業委員会として農林課のほうに配分計画の意見に対しては異議がないということで提出をいたしましたので、その分についての報告になります。以上になります。

議長 専決処分の報告でありますので、ご承知ください。

次に、20ページ、農地法第18条第6項の規定による通知でありますので、ご覧ください。

21ページ、使用貸借を解約した旨の通知でありますので、ご覧ください。

次に、22ページ、農地改良等届について、事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、農地改良等届について22ページをお願いします。

番号1、口之津町の〇〇、加津佐町〇〇、地目田、地積は650平米のうち315平米を届出ということになっております。資料の修正をお願いいたします。「届出の事由」につきまして、今、お手元のほうには1つの地番で2枚の水田になってはいますが、低いほうをかさ上げして1枚にするというふうに書いてありますが、隣接の土地が低く、低いほうの土地をかさ上げして、隣接する田ではなくて海側の土地の高さに合わせるということになりますので、内容としましては、隣接地の土地より低く、稲刈り時に水はけが悪いためかさ上げをして水田としたいに変更をお願いします。説明としましては、当該農地につきましては、四方の隣接地より低い農地であったため、先ほどもありましたけれども稲刈り時の水吐けが悪く、機械等が利用しにくい農地でした。今回、市により隣接の旧島原鉄道の用地に設置するサイクリングロードと同じ高さになるように農地をかさ上げする予定です。以上です。よろしくをお願いします。

議長 この案件の現地調査の結果をお願いするところではありますが、農業委員会に関する法律第31条の規定による除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員は自主退場されております。

この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日の午前9時45分ぐらいに私と北有馬の〇〇委員とそれから加津佐の〇〇委員、それに事務局3名で見てまいりました。場所は国道251号線の加津佐と口之津の境目の、ここは加津佐になります。昔、〇〇という食堂あったところから海側にはいり、150mぐらい入り込んだところです。赤く囲んであるところが申請地で、その横が〇〇のビニールハウスです。その下に本当に水はけの悪そうな水田でした。うまい具合に横が島鉄の鉄道跡地でサイクリングコースができるそうで、その残土があるということで、その残土を入れてもらって同じ高さにするということで、ほかに別に何も問題ないんじゃないかなと見てまいりました。

た。

議長 この案件の現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。私も〇〇委員の言うように、何ら問題ないと思いました。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理したいと思います。〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

次に、23ページ、農地転用許可不要案件届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、農地転用許可不要案件届出について説明いたします。

23ページをお願いします。番号1、届出人、西有家町の〇〇、西有家町〇〇、地目畑、現況宅地、地積42平米、転用面積42平米となっています。届出の事由につきましては、転用の目的、農業用倉庫、平成24年11月頃に隣接する小屋の壁から下屋をかけて農業用倉庫として利用しているということでございます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。9月22日午後1時より私と〇〇委員、〇〇委員、事務局3名、計6名で見てまいりました。南島原市役所東側道路の市道慈恩寺線を上りまして〇〇を右手に見てそこから50mほど上った左手にあります。写真にもありますように、下屋をかけたということで、ちょっと面積が少なくて許可不要案件ということで見てまいりました。隣接する民家にも雨水などの影響も全くなく、問題ないかと、そしてまた致し方ないかなと見てまいりました。皆さんのご審議をよろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員が言われたとおり問題はないと思えます。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理したいと思います。

以上をもちまして議案の審議を終了させていただきます。